(公印省略) (住) 令和3年11月4日

- (公社) 全日本不動産協会群馬県本部 本部長 様
- (一社) 群馬県住宅協会 会長 様
- (一社) 群馬県宅地建物取引業協会 会長 様
- (一社) 群馬県木造住宅産業協会 会長 様 群馬県住宅供給公社 理事長 様

群馬県知事 山本 一太(県土整備部住宅政策課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく 警戒度及び要請について(依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年11月4日(木)に開催しました、第65回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請(11月6日(金)以降)を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報、連絡手段を通じて周知いただきますようお願いします。

- 前回(10月22日(金)以降)要請からの変更点-
 - (1) ガイドライン警戒度の変更 警戒度「1」:35市町村
 - (2) 外出・県外移動について
 - ・混雑した場所にはできるだけ行かない。
 - ・感染拡大都道府県への移動は十分注意。

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請について(11月6日(土)以降)』を御確認ください。

担 当:住宅政策課 岡田

T E L: 027-226-3717 F A X: 027-221-4171

e-Mail: o-k@pref.gunma.lg.jp